

**兵庫県中央こども家庭センター
心理判定員（産休・育休代替職員）の募集について**

産休・育休代替職員とは、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の業務に従事します。

職員の産休期間中（約３か月）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。

1 勤務先

兵庫県中央こども家庭センター（児童福祉法に基づく児童相談所）
明石市北王子町１３－５

2 業務内容

心理判定に関する発達検査及び知能検査業務
養護相談等にかかる児童の心理検査及びアセスメント業務 等

3 募集人数

１人

4 勤務日・勤務時間

月～金の５日間、週 38 時間 45 分（１日あたり 7 時間 45 分）

5 応募資格・必要な資格等

（１）大学等において心理学を専修する学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者

- （２）次の地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者
(心神耗弱を理由とするもの以外)

(4) 自動車の運転が可能な方 (あれば尚可)

6 選考方法

(1) 選考方法

所定の応募書類及び面接試験による選考

(2) 日 時

申込受付者に別途ご連絡します。

※ 面接試験は、応募書類による審査を通過した方に実施します。

(3) 場 所

兵庫県中央こども家庭センター

〒673-0021 明石市北王子町 1 3 - 5

※ 勤務地に同じ

7 申込方法

所定の応募書類 (写真貼付) を、13 の提出先まで持参又は郵送で提出してください。

8 合格発表

郵送もしくは電話にて結果を通知します。

9 任用期間

(1) 臨時的任用職員

令和 8 年 8 月 18 日から約 3 か月間

(2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します。(最長約 2 年 10 か月)

なお、一つの任期は 1 年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて 1 年毎に任期を更新します。

10 報酬

(1) 月額給与（給与＋地域手当）

月額 259,934 円～293,520 円

（給与月額 237,600 円～268,300 円、地域手当 22,334 円～25,220 円）

※行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給与月額が変わることがあります。

※給与月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また給与月額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります。

11 休暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給／無給）の適用があります。

12 その他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・応募資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

13 問い合わせ・提出先

兵庫県中央こども家庭センター総務企画課（担当：大下）

〒673-0021 明石市北王子町 1 3 - 5

電 話 (078) 923-9966